

- るものとする。
- 2 前項の定めに従い、受注者の関連会社等を含め第三者に秘密情報を開示する場合、発注者及び受注者は、当該第三者に対し、本特約と同等の秘密保持に係る義務を課すものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、秘密情報をこの契約の遂行に必要な範囲内でのみ使用、複製及び改変するものとする。
 - 4 発注者及び受注者は、相手方から提供を受けた秘密情報については、盗難、改ざん、外部流出することがないように、善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとする（秘密情報の複製物及び改変物も同様とする。）。
 - 5 発注者及び受注者は、本特約が終了した場合、当該秘密情報を速やかに相手方に返却又は自らの責任で消却するものとする（秘密情報の複製物及び改変物も同様とする。）。

（再委託時の特約条項遵守）

第5条 受注者は、発注者の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

（情報セキュリティ）

- 第6条 受注者は、情報セキュリティ管理上必要な事項について、発注者の指示に従うものとする。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たり発注者の施設内に立ち入る場合、発注者の施設内にコンピュータウイルス、不正プログラム等の発注者のコンピュータ、コンピュータ内のデータ及びネットワークに不具合を生じさせるプログラム、機器等の持込みをしないものとする。

（報告義務）

- 第7条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指定する情報セキュリティ管理上必要な項目について定期的に報告をし、発注者の検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たり事故が発生した場合は、速やかに発注者に書面で報告するものとする。

（管理体制）

- 第8条 受注者は、本特約の遵守に当たり、情報セキュリティ管理責任者を選任し、発注者に報告しなければならない。
- 2 前項の情報セキュリティ管理責任者は、この契約の履行に当たり受注者及び受注者の委託先の従業員に、本特約の遵守に必要な事項及び発注者の情報セキュリティ上の指示について教育を行わなければならない。

（責任）

- 第9条 発注者及び受注者は、相手方の責めに帰すべき事由により相手方が本特約に違反した場合、当該違反により通常生ずる損害、及び相手方が予見し又は予見することができた特別の事情によって生じた損害の賠償を相手方に請求できるものとする。また、受注者の委託先、並びに受注者及び受注者の委託先を退社した従業員がその責めに帰すべき事由により行った行為に関し、受注者は、発注者に同様に賠償するものとする。

（存続条項）

第10条 本特約が期間満了又は解除された場合においても、第4条第1項、第2項及び第3項並びに前条の規定については、引き続き効力を有するものとする。

（協議事項）

第11条 本特約の履行について疑義を生じた事項及び本特約に定めのない事項については、発注者受注者双方で協議し、円満に解決を図るものとする。